

本問における高校側の処分は、犯罪を行った生徒三名のみならず、それらの生徒が所属するクラスにまで罰則を科すというものである。こうしたいわゆる連帯責任制度は現在も様々な組織で行われているが、その大きな狙いは犯罪の予防にあると考えられる。すなわち他人の犯罪行為によって自分が罰せられるとなれば、お互いに監視せざるを得なくなり、集団の規律が自動的に保たれるようになる。また刑罰が大きくなればなるほど見せしめの効果を生み出すため、他の集団にも犯行を思いとどまらせることになる。

これに対し生徒側は処罰の取り消しを求めたとあるが、これは恐らく処罰の対象をクラス全体ではなく当該生徒三名のみに留めるべきだという主張だと想定される。こうした主張の背景にあるのは、当該生徒を除いた他のクラスメイトは刑罰の要件である有責性を満たしていないという論理である。すなわち他の生徒は万引きという犯罪行為の意思形成に関与していない以上、責任がないため処分の対象にすべきではないと主張していると考えられる。

以上のように両者の立場を整理した上で、本件における高校側の処分がどのような教育効果をもたらすかを次に検討していく。

第一に、犯罪要件を満たしていない個人に対して刑罰を科していることにより、本処分は「刑罰の対象は法理ではなく、権力者の恣意によって決定される」というメッセージを生徒たちに与えることになる。こうした教育が生み出すのは法理よりも権力者の意向を重視する遵法精神の欠落した人間か、法理を無視して感情で他人に罰を与える横暴な権力者のどちらかであろう。また、こうした連帯責任制度は犯罪の予防効果のみならず、違法行為の隠蔽体質をも生み出すと推測される。成員の違法行為の罰が集団全体に及ぶとなれば、集団は違法行為が外部に露呈しないように努めるようになり、その結果罪を犯した当人には更生や反省の機会が与えられず、逆に「バレなければ何をやってもいい」「所属集団が自分を守ってくれる」といった価値観を形成してしまうのではないか。

このように高校側の処分は、遵法精神の欠落した個人と隠蔽体質の集団を作り出し、社会に送り出してしまいう危険性がある。よって私は生徒側の主張を支持し、処分は当該生徒三人のみを対象とすべきであると結論付ける。(945字)